



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

NO. 1

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第1回目の今回は、選挙権についてお伝えします

選挙権

1945年以来、70年ぶりに選挙権年齢が改正され、平成28年6月19日の後、初めて行われる衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。

国会議員の選挙については、満20歳以上（※平成28年6月19日より後は「満18歳以上」）の日本国民なら選挙権を持てますが、地方選挙については、さらに引き続き3カ月以上その区域内に住んでいることが必要となります。

新有権者のみんな、
注目!



投票日の時点で18歳になっていれば、
投票できるよ

笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111